

下野市街頭防犯カメラ設置補助事業

安全で安心なまちづくりを推進するため
地域の防犯を目的とする街頭防犯カメラ設置を支援します

【申請の手引き・令和5年度版】



【お問合せ・お申込み】

下野市市民生活部安全安心課危機管理グループ

〒329-0492 下野市 笹原26番地

電話番号 0285-32-8894

街頭防犯カメラ設置補助事業の概要

1 補助金の目的

下野市では、安全安心なまちづくりと地域防犯力の向上を目的に、地域団体や商業施設等が新たに設置する防犯カメラに対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 申請期間

令和5年度の申請期間は、次のとおりです。

申請期間：令和5年4月3日（月）から令和5年6月30日（金）必着

3 補助金交付対象者

補助金交付対象者は、街頭犯罪等を抑止するために防犯カメラを新設又は増設しようとする地域団体の代表者又は商業施設等の代表者等となります。

地域団体	下野市内の自治会、商店会、地域防犯団体等の一定地域の住民により構成されている団体
商業施設等	下野市内の小売店、金融機関、事業所、ホテル・旅館、複合商業施設、駐車場等の経営者 <u>※地域の防犯のために設置する防犯カメラが補助対象となるため、商業施設等では地域の防犯に協力いただける団体が対象です。</u>

4 補助対象経費・補助額

補助対象は、防犯カメラを新設又は増設する経費となります。

※補助金の交付申請は、防犯カメラの設置（購入）前に行う必要があります。

補助対象経費	<p>① カメラ、モニター、録画装置等の関連機器の購入及び設置に要する費用</p> <p>② 「防犯カメラ作動中」等の防犯カメラの設置を示す看板の制作及び設置に要する費用</p> <p><u>※対象外となる費用</u></p> <ul style="list-style-type: none">・既設の防犯カメラの買い替えに係る費用・保守、修理、電気料金等の維持管理費用
補助額	<p>① 補助率：設置に要した経費の4分の3以内</p> <p>② 上限額：20万円</p> <p><u>※補助金の交付申請は、防犯カメラを設置しようとする場所1箇所につき1回限りとなります。ただし補助金交付後5年を経過した時は、再度申請が出来ます。</u></p>

5 補助の対象となる防犯カメラ

補助の対象となる防犯カメラは、次の要件を満たすものです。

- ① 犯罪の予防その他公共の安全の維持を目的とすること。
- ② 特定の場所に継続的に設置された撮影装置であること。
- ③ 録画装置及び関連機器で構成されるカメラであること。
- ④ 犯罪の抑止効果を高めるため、「防犯カメラ作動中」の看板など、防犯カメラを設置している旨の表示を備えること。(※表示することで効果が期待できない場合はこの限りではない。)

市が推奨する防犯カメラの撮影機能及び録画機能は次のとおりです。

区分	仕様
撮影機能	有効画素数 100万画素以上
	作動時間等 ・1日24時間であること ・夜間も人物等が特定できる撮影が可能であること ・赤外線照射距離が25m以上であること
録画機能	録画時間 1週間以上
	録画速度 1秒間に5コマ以上撮影できること
	記録画像サイズ 水平640画素以上×垂直240画素以上
	最低被写体照度 0.5ルクス以下
	記録媒体 ・メモリーカード又はハードディスク等の画像記録を備えること ・USBメモリ等の外部記録媒体に画像が複写できること

この他、公益社団法人日本防犯設備協会が定める優良防犯機器認定基準(RBSS基準)に適合している製品を推奨しています。

(公益社団法人日本防犯設備協会URL:https://www.ssaj.or.jp/)

6 補助の要件

1	防犯カメラの設置目的 <ul style="list-style-type: none">・街頭犯罪等の抑止を目的（不法投棄を除く。）とすること。・特定の個人、団体を撮影又は監視するものでないこと。
2	防犯カメラの設置場所 <ul style="list-style-type: none">・犯罪発生率が高い地域で、防犯カメラ設置の必要があること。・犯罪発生率が高い地域の隣接地域で、街頭犯罪等の抑止効果が期待できる場所であること。・設置場所の所有者の許可を得ていること。・道路交通法等の許可等が必要な場合は、必ず許可を受けること。
3	防犯カメラの撮影範囲 <ul style="list-style-type: none">・屋外又はこれに準ずる通路、アーケード街、地下道、駐車場等の<u>公共空間を撮影するものであること</u>。・商業施設等を撮影対象とし、同施設の防犯を目的として防犯カメラを設置する場合、<u>2分の1以上が公共空間であること</u>。・屋内を撮影するものは含みません。
4	防犯カメラ等の管理 <ul style="list-style-type: none">・防犯カメラの設置、撮影した画像データの管理、防犯カメラに関して発生した問題等に対し、責任をもって解決できること。・当該防犯カメラを5年間以上使用できること。・防犯カメラを他の用途に使用しないこと。・防犯カメラを他の者に貸し付け、譲渡、交換、又は債務の担保にしないこと。・個人のプライバシーを侵害するがないようにすること。・警察等の捜査機関から防犯カメラの閲覧及び撮影、画像データの提供等を求められた場合に応じること。・市職員による防犯カメラの設置状況等の調査等に応じること。
5	交付対象者 <ul style="list-style-type: none">・交付申請する者、団体の活動内容が刑罰法令に抵触しないこと。・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める団体、又はその構成員等でないこと。・市税の滞納がないこと。

補助金申請から交付の流れ

1 事前相談

防犯カメラ設置の補助を検討する場合、まずは、交付申請者が安全安心課に問い合わせてください。

必要な手続きについての説明を行うとともに、次の項目について事前に相談させていただきます。

1	設置の目的 <ul style="list-style-type: none">・どのような犯罪を防ぎたいのか。 ① 補助対象の例<ul style="list-style-type: none">・空き巣、忍び込み等が多発する地域の犯罪防止・声掛け事案、不審者の出没等がある通学路の安全確保② 補助対象外の例<ul style="list-style-type: none">・ゴミステーションの監視のため。・特定の個人の家の監視のため。・獣害対策のため。
2	設置場所について <ul style="list-style-type: none">・民有地に設置する場合は、許可を得ているか。 ※公道や公共施設の設置には、許可を受ける必要があります。・2箇所以上の場所に設置するのか。・何台設置したいのか。・防犯カメラの設置位置や撮影対象区域は補助の要件を満たしているのか。
3	防犯カメラについて <ul style="list-style-type: none">・防犯カメラの仕様や価格等 ※市が推奨する防犯カメラの仕様は2ページのとおりです。 カタログや見積もりを複数取り寄せることをお勧めします。
4	地域の合意・管理等について <ul style="list-style-type: none">・防犯カメラの設置について、団体で合意を得ているのか。・管理者（責任者や取扱者等）、管理体制等を取り決めているのか。・防犯カメラの落下により事故が発生した場合など、管理者が賠償責任を負うことがあるので、保険加入についても検討して下さい。
5	団体の活動状況等について <ul style="list-style-type: none">・団体の活動実績はあるのか。 ※地域防犯団体等が設置する場合、団体の活動状況等がわかる規約名簿等の資料を提出していただきます。

2 補助金交付申請

防犯カメラ設置（購入）前に「下野市街頭防犯カメラ補助金交付申請書」に次の書類を添えて、申請して下さい。

1	防犯カメラの設置が団体の総意であることを明らかにする書類 任意様式：自治会や商工会等の団体が設置する場合、総会等で防犯カメラ設置の合意があったと分かる議事録等の写し
2	防犯カメラの管理責任者及び取扱者に関する書類 指定様式：防犯カメラの管理責任者及び取扱者に関する指定書 管理責任者と取扱者を明確にしてください。
3	プライバシーに関する誓約書類 指定様式：プライバシー保護誓約書 個人のプライバシーを侵害することができないように録画データの取扱いについて誓約して頂きます。
4	防犯カメラの購入等に要する費用の見積明細書 任意様式：カメラ、モニター、録画装置等の関連機器の購入及び設置費用、「防犯カメラ作動中」等の防犯カメラの設置を示す看板の制作及び設置費用など補助対象経費の内訳が分かる見積書です。
5	設置する防犯カメラの仕様を明らかにするカタログ類 任意様式：設置する防犯カメラの関連機器の概要や機能等が分かるカタログ等の資料です。
6	防犯カメラの撮影対象区域を明らかにした写真 任意様式：防犯カメラの撮影範囲を明らかにするものです。 実際に防犯カメラで撮影する範囲を撮影した写真を提出してください。
7	防犯カメラを設置する場所を表示した見取り図 任意様式：設置場所の、どの位置に防犯カメラを取り付けるのかを明らかにした図面です。
8	防犯カメラ設置場所所有者の許可書 任意様式：設置場所の所有者等の権利者から許可を得ていることを証する書類の写し。 ※民有地に設置：所有者の同意書の写し ※公園、道路内等に設置：占用許可、使用許可等の写し
9	市税の納付状況を調査することに関する同意書 指定書式：納付状況調査同意書 市税の納付状況を調査することに同意して頂きます。

※事前相談や申請内容をもとに、団体の防犯活動状況や地域の犯罪情勢等を考慮した上で選考を行い、補助団体を決定します。

※地域の犯罪情勢や防犯カメラ設置場所については、下野警察署から助言を得て判断します。効果的な設置のため、設置場所、撮影範囲を警察等とともに現地協議することがあります。

3 交付決定・工事

申請内容の調査及び防犯活動状況や審査等を行ったうえ、補助団体及び補助金額を決定し、「補助金交付決定通知書」により通知します。

同通知を受領した後、申請内容に基づいて設置工事を開始してください。

4 設置完了報告

防犯カメラ設置工事の完了後、遅延なく「補助金事業完了報告書」に次の書類を提出して下さい。

1	請求書、領収書の写し 任意様式：防犯カメラの購入や設置等に架かった費用の請求書及び領収書の写しを提出して頂きます。
2	防犯カメラの位置図、写真 任意様式：防犯カメラの設置場所を明らかにする見取図 防犯カメラの設置状況を明らかにする写真 ※防犯カメラ、録画機器、看板の設置状況を明らかにする写真
3	防犯カメラの撮影範囲の画像 任意様式：設置した防犯カメラの撮影範囲を明らかにするため、

5 補助金額の決定

設置完了報告及び関係書類の提出後、同書類の内容を確認のうえ、設置状況等を調査して、補助金額を決定します。

補助金の金額については「補助金額確定通知書」により通知します。

※次に掲げる行為を認めた場合、補助金の交付決定を取消すことがあります。

- ① 偽りや不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- ② 補助金を他の用途に使用したとき
- ③ 補助金の交付決定の条件又はこの告示に定める違反があったとき
- ④ その他、公序良俗に反すると認められる行為のあったとき

6 補助金の請求・振込み

補助金額確定通知書を受領した後、速やかに「補助金交付請求書」を提出し、補助金の交付請求をしてください。

指定口座への振り込みにより、補助金を交付します。

下野市街頭防犯カメラ設置補助事業 Q & A

Q 1	補助対象者について教えて下さい。幼稚園や個人商店も補助の対象になりますか？
A 1	幼稚園等の教育機関は商業施設等に含むので補助の対象になり、個人商店も商業施設等となるので補助の対象になります。一般の個人宅は対象になりません。
Q 2	機器の更新（買い替え）は補助の対象になりますか？
A 2	新設又は増設の経費が補助対象になります。更新は対象になりません。
Q 3	屋内に設置する防犯カメラは補助の対象になりますか？
A 3	屋内に設置する防犯カメラは補助の対象なりません。 あくまで地域の防犯のために屋外に設置するカメラを対象としているからです。
Q 4	防犯カメラを4台購入しますが、屋外を撮影する防犯カメラが1台でもあれば、全てが補助の対象になりますか？
A 4	屋外を撮影している1台のみが補助の対象になります。屋外に設置する防犯カメラであっても撮影範囲の2分の1以上が公共空間である必要があります。 ですから、屋外に設置されていても敷地内のみを撮影している防犯カメラは補助の対象なりません。
Q 5	防犯カメラを4台購入し、1台のみが屋外に設置する場合の補助金の算出方法を教えてください。
A 5	カメラ本体1台の代金に、周辺機器の経費（モニター、録画装置等の関連機器や防犯カメラの設置を示す看板の購入及び設置に関する費用）に1／4を乗じた額を合計し、合計額に3／4を乗じた額（ただし上限額20万円）が補助額となります。 計算式：(カメラ本体額+周辺機器経費×1／4) × 3／4 = 補助額
Q 6	過去に取り付けたものは補助対象になりますか？
A 6	過去に取り付けたものは補助対象なりません。 防犯カメラの設置（購入）前に申請してください。
Q 7	申請をすれば必ず補助が受けられるのですか？
A 7	申請をすれば必ず補助が受けられるとは限りません。 申請内容を審査の上、団体の活動状況や地域の犯罪発生状況を考慮して補助団体を選考するので、不交付となる場合もあります。 また、年度予算額を超えた場合は補助が受けられません。
Q 8	防犯カメラの管理責任者と取扱者の役割は？
A 8	管理責任者は、防犯カメラのデータ管理や機器保全の責任者であり、防犯カメラの設置に関して問題が発生した場合は責任を持って解決していただきます。取扱者は防犯カメラを主に取り扱う方となります。
Q 9	補助金交付申請は何度でも出来ますか？
A 9	補助金の交付申請は、防犯カメラを設置しようとする場所1箇所につき1回限りです。同一人でも別な場所に設置する場合には補助対象になります。（※2箇所以上の申請は、申請前にお問合せ下さい。）また、1回目の申請から5年を経過した際に再度申請をすることができます。